

## 第22回柏崎市農業委員会総会議事録

- 期日 平成31年3月28日(木)
- 場所 市役所 第1会議室(旧 本館101会議室)
- 議案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第3条許可処分取消申請について  
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について  
議第4号 農地法第5条許可申請について  
議第5号 平成31年度柏崎市農業委員会業務計画(案)について  
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般分 賃借権 新規設定分)  
議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般分 賃借権 再設定分)  
議第8号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般分 使用貸借権 新規設定分)  
議第9号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般分 使用貸借権 再設定分)  
議第10号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(円滑化分 賃借権 新規設定分)  
議第11号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(円滑化分 賃借権 再設定分)  
議第12号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(円滑化分 使用貸借権 新規設定分)  
議第13号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(円滑化分 使用貸借権 再設定分)  
議第14号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般法人等 円滑化分 賃借権 新規設定分)  
議第15号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業 農地中間管理権の設定分)
- 報第1号 農用地利用集積計画参考資料(農地中間管理事業分)
- 報第2号 農用地利用集積計画(移転)参考資料(農地中間管理事業分)
- その他 4月総会の会議開催予定日時  
第23回総会を4月26日(金)午後を開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後 1 時 3 0 分

霜田局長

お世話になっております。今朝、起きましたら白くなっておりまして、肌寒い日になりました。皆さん出てこられるのに、難儀されたかと思えます。年度末で何かと忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。平成 30 年度最後の総会になりました。平成の元号での総会も、今回と 4 月 26 日の 2 回となります。ご存じの通り 4 月 1 日のお昼に新しい元号が示されるという報道もありました。平成の時代ですが「地平かに天成る内平かに外成る」ということで、天も地も内も外も平和にと、願いが込められているとお伺いしました。平和を願っての元号です。新しい元号にはどんな思いがあるのか、楽しみにしているところであります。本日は新しい時代に向かいまして、2019 年度の人事異動がありました。後ほど挨拶をさせたいと思えます。

ただ今から第 22 回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひします。

黒坂会長

皆様ご苦労様でございます。寒暖を繰り返し、生活も大変ですが、確実に春が向ってきているのではないかと考えています。平成 31 年産米と言っていいのか、元年産米のスタートが始まります。

昨日、第 125 回通常総会に行ってきました。その中で言われていますのが、3 年連続の不作は回避して今年は頑張っていこうということと、もう一つ、主食用米が過剰になっていると考えられるので、それに合わせた用途のある米を作っていくように、高齢化と米離れで、年々減少してきている中、皆さんが欲している米にシフトしていくことも大事ではないかと思えます。また、明日は県会議員の選挙が告示されます。農業会議は農業に造詣のある候補者の推薦を受けていくことになっております。農業に理解のある候補者の多数の当選をお願いしたいと言われていました。

平成 31 年度重点的に取組む農業委員会ということで、円滑な事業推進に向けた諸会議の開催に参加する。人・農地プランの実質化に向けた取組みのシートに目に見える農

業活動の推進。農業農村の現場の声を農政に反映していく活動の推進。恒例審議の透明性確保、農地利用の最適化の成果確保に向けた取組み。担い手の経営改善と新規就農者人材確保に向けた新体制の推進。農業者年金加入者の拡大対策と推進。農業に関する情報提供冊子の強化。これを重点的な柱にやっていきたいと思っています。それに対するお金は十分確保してありますので、活動していただきたいと言われています。よろしくお願いします。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告をお願いします。

霜田局長

事務局です。委員数は 19 人であります。欠席報告 2 人、現在の出席委員数は 17 人で、過半数であることを報告致します。

また、農地最適化推進委員の出席は 19 人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 22 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、5 番 植木 稔委員、16 番 間島 務委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

濁川事務局長代理

事務局でございます。議案書1ページをご覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について説明いたします。

申請番号1 譲渡人 田塚〇丁目〇番〇ー〇号 〇〇 〇〇。譲受人 高柳町岡田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地の所在地 高柳町大字岡田字八幡〇番 外5筆 田1,482 m<sup>2</sup> 畑 97.19 m<sup>2</sup> 計 1,579.19 m<sup>2</sup>。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10aあたり 円になります。

申請番号2 譲渡人 高柳町門出〇〇番地〇 〇〇 〇〇。譲受人 高柳町門出〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地の所在地 高柳町門出字坪ノ平〇〇番 外5筆 3,616 m<sup>2</sup>。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10aあたり 円になります。

申請番号3 譲渡人 埼玉県志木市上宗岡〇丁目〇番〇号 〇〇〇 〇。譲受人 大字北条〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地の所在地 大字本条字前田〇番〇 外6筆 田357 m<sup>2</sup> 畑 1,963 m<sup>2</sup> 計 2,320 m<sup>2</sup>。自作地の贈与でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。

審査結果一覧の1ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川が現地調査を行いました。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第1号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 3 条許可処分取消申請について」事務局の説明を求めます。

濁川事務局長代理

事務局でございます。議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 3 条許可処分取消申請について説明いたします。

申請番号 1 土地の所在地 大字野田字掛ノ下〇〇番〇 地目 田 面積 83 m<sup>2</sup>。譲渡人 大字野田〇〇番地 〇〇 〇〇。譲受人 大字野田〇〇番地 〇〇 〇〇。申請理由 平成 24 年〇月〇日付け柏農委指令〇〇号で農地法第 3 条許可を受けましたが、譲受人の経営規模縮小により取消を申請するものです。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 茨目〇丁目字中江〇〇番〇 田 178 m<sup>2</sup>。大字両田尻〇番地〇 〇〇〇〇。茨目〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。農業用資材格納庫及び農業用資材置場。当初計画者が住宅を建築する予定でしたが、家庭の事情によりこれを取りやめ、承継者の格納庫等を建築するものです。第3種でございます。議第4号 第5条許可申請 申請番号1に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 3 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第3号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第4号 農地法第5条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書4ページをご覧ください。議第4号 農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 茨目〇丁目字中江〇〇番〇 田 178 m<sup>2</sup>。大字両田尻〇番地〇 〇〇 〇〇。茨目〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。農業用資材格納庫及び農業用資材置場。第3種でございます。議第3号 第5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号2 大字矢田字道地田〇〇番〇 外7筆 田 2,588 m<sup>2</sup>のうち678 m<sup>2</sup>。大字矢田〇〇番地 〇〇 〇 外1名。小千谷市千谷川〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇。送電線がいし補修工事用地のための一時転用。農用地でございます。本議案申請番号3、4及び5に関連するものです。

申請番号3 西山町五日市字城ヶ崎〇番〇 田 209 m<sup>2</sup>のうち22 m<sup>2</sup>。西山町黒部〇〇番地〇 〇〇 〇〇。群馬県前橋市本町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。架空地線張替工事用地のための一時転用。農用地でございます。本議案申請番号2、4及び5に関連するものです。

申請番号4 西山町新保字上割〇〇番〇 外6筆 田 3,001 m<sup>2</sup>。西山町新保〇〇番地 〇〇 〇〇。群馬県前橋市本町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。架空地線張替工事用地のための一時転用。農用地でございます。本議案申請番号2、3及び5に関連するものです。

なお、本申請につきましては、3,000 m<sup>2</sup>を超える農地の取引に係るものになりますので、本総会の許可をもって、県農業会議に諮問いたします。その県農業会議において異議がないものとされた場合、会長の専決により許可するものとするを、併せてお諮りさせていただきます。

申請番号5 西山町大坪字四兵刈〇〇番 外3筆 田 247 m<sup>2</sup> 畑 930 m<sup>2</sup> 計1,177 m<sup>2</sup>。西山町大坪〇〇番地 〇〇 〇〇 外2名。群馬県前橋市本町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。架空地線張替工事用地のための一時転用。第2種でございます。本議案申請番号2、3及び4に関連するものです。

申請番号6 西山町坂田字仲田〇〇番〇 田 282 m<sup>2</sup>。西山町坂田〇〇番地 〇〇 〇〇。西山町坂田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第2種でございます。

申請番号7 南半田〇〇番〇 畑 439 m<sup>2</sup>。大字中田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。半田〇丁目〇番〇-〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。資材置場。第2種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表4ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり－

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 平成 31 年度 柏崎市農業委員会業務計画（案）について」事務局の説明を求めます。

小山係長

議第 5 号 平成 31 年度柏崎市農業委員会業務計画（案）につきまして、資料に基づき、概要を述べさせていただきます。議案書 6 ページをご覧ください。基本的には、県農業会議の平成 31 年度事業計画に沿って作成させていただいております。内容的には、新体制移行後の農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の活動方針と農地制度の適正執行が主となっております。これは事務局で日々行っている、各種調査・報告活動も含まれるものです。

ローマ数字 I 事業方針

1 農業・農村及び農業委員会を巡る情勢と課題につきましては、改正農業委員会法で新体制となった農業委員会、地域農業の現状について触れております。

つづいて 2 事業の実施方針ですが、1 の情勢と課題を踏まえた活動目標となります。

(1) 農地制度の適正執行として、以下の 5 点を掲載しました。

- ① 担い手への農地の集積・集約化の実践「人・農地プラン」に係る地域での合意形成に引き続き参画

- ② 農地転用許可事務等の適正な執行
- ③ 全国農業会議所の農地情報公開システム（全国農地ナビ）への対応
- ④ 遊休農地対策の計画的な実施
- ⑤ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成・公表

以下、

- (2) 農業・農村、農業経営の現場の声を反映する取り組み
- (3) 農業者年金の加入推進と適正執行
- (4) 情報提供の推進

として事業推進の重点を、定めさせていただきました。

ローマ数字の「Ⅱ 事業の実施計画」として、(1)「会議」については、総会をはじめ、記載のとおり開催予定とし、(2)事業関係については、具体的な事業を箇条書きで掲げております。(3)その他は事務局で行っている、国・県などへ報告する各種調査活動を補足として記載してあります。

以上、業務計画（案）の概要につきまして、説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号を採決します。原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号は提案のとおり決定いたしました。

議長

次に「議第 6 号から議 15 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

濁川事務局長代理

事務局でございます。議第 6 号から議第 15 号の「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」一括して説明させていただきます。

この案件につきましては、12 月に委員及び推進委員の皆様方に配布をお願いした、更新分と、新規分の成果でございます。大変ありがとうございました。

まず、議第 6 号 議案書 9 ページでございます。一般分賃借権の新規設定分でございます。50 人の所有者から 20 人の耕作者の方に権利の設定が新たにされるものでございます。3 年、6 年、10 年とそれぞれ地区別に集計してあります。田が 90 筆、116,921 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、22 ページをご覧ください。議第 7 号でございます。一般分賃借権の再設定分でございます。これにつきましては、一般分の賃借権の再設定ということで、更新を含めまして、以前に利用権、基盤法に基づく賃借権が設定されたものでございます。267 人の所有者から 99 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年とそれぞれ地区別に集計してあります。田が 925 筆 873,024.93 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆 118 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、78 ページをご覧ください。議第 8 号でございます。一般分使用貸借権の新規設定分です。2 人の所有者から 2 人の耕作者の方に権利が新たにされるものでございます。10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 4 筆 3,024 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆 19 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、80 ページをご覧ください。議第 9 号でございます。一般分使用貸借権の再設定分でございます。19 人の所有者から 14 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年とそれぞれ地区別に集計してあります。田が 180 筆 163,908.16 m<sup>2</sup>、畑が 5 筆 817 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、86 ページをご覧ください。議第 10 号でございます。円滑化分賃借権の新規設定でございます。20 人の所有者から 11 人の耕作者の方に権利が新たにされるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 70 筆 48,985.63 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、93 ページをご覧ください。議第 11 号でございます。円滑化分賃借権の再設定分でございます。46 人の所有者から 21 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年とそれぞれ地区別に集計してあります。田が 141 筆 129,939.40 m<sup>2</sup>、畑が 6 筆 1,471 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、104 ページをご覧ください。議第 12 号でございます。円滑化分使用貸借権の新規設定分でございます。1 人の所有者から 1 人の耕作者の方に権利が新たにされるものでございます。10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 5 筆 2,455 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、106 ページをご覧ください。議第 13 号でございます。円滑化分使用貸借権の再設定分でございます。9 人の所有者から 8 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 17 筆 9,023 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆 183 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、110 ページをご覧ください。議第 14 号でございます。一般法人等円滑化分貸借権の新規設定分でございます。1 人の所有者から 1 人の耕作者の方に権利が新たに設定されるものでございます。10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 1 筆 1,199 m<sup>2</sup>でございます。

議第 6 号から第 14 号の共通事項として皆様のご承認を得られれば、平成 31 年 4 月 19 日を公告の予定日とし、権利の開始については 4 月 20 日でございます。

続きまして、112 ページをご覧ください。本議案は土地所有者から農地中間管理機構に農地中間管理権を設定することについて審議するものです。その後農地中間管理機構から誰が借り受けるかの計画については報告案件 報第 1 号で報告します

議第 15 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

農地中間管理事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業
- 2 権利の種類 農地中間管理権（貸借権）の設定
- 3 権利の開始 平成 31 年 6 月 1 日
- 4 権利の設定期間 10 年
- 5 対象農地の面積でございますが、田 677 筆 482,544.52 m<sup>2</sup> 畑 6 筆 4,240 m<sup>2</sup>  
その他 1 筆 248.08 m<sup>2</sup> 計 684 筆 487,032.60 m<sup>2</sup>
- 6 関係人の数でございますが、受人が 1 人、新潟県農林公社。渡人が 172 人
- 7 実施地区 柏崎市
- 8 公告予定年月日につきましては、ご了解をいただければ、平成 31 年 4 月 19 日を予定しております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号から議第 15 までの申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号から議第 15 号までの申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次の議案に移る前に休憩を入れます。前の方に、基盤強化の書類が出ておりますので、見ていただきたいと思います。今、午後 2 時 10 分ですので、午後 2 時 20 分まで 10 分程度の休憩とします。

－ 休憩 －

議長

それでは、ただ今から会議を再開いたします。

議長

「報第 1 号 農用地利用集積計画参考資料（農地中間管理事業分）について」事務局の報告説明を求めます。

濁川事務局長代理

事務局でございます。「報第 1 号 農用地利用集積計画参考資料（農地中間管理事業分）」について、ご説明いたします。議案書 148 ページをご覧ください。議第 15 号で説明した、市による農地中間管理機構への農地中間管理権設定の公告を 4 月 19 日後、県による 2 回の公告を経て 6 月 1 日に利用権が設定される受け手の一覧となります。

これは地域・市・農協が検討した結果できあがった、人・農地プランに基づいて、計画されているものです。以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの報告をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「議長」との声あり －

No.6 安野 検一

中間管理事業分の中で、〇〇〇〇という会社があります。〇〇さんのところだと思えますが、従業員、専従者はどうなっていますか。2 年程前、〇〇の農地で 1 年で放棄した経緯があるのですが、大丈夫ですか。

小山係長

〇〇〇〇さんにつきましては、安野委員が言われました通り〇〇 〇〇さんが代表ということで、農業委員会にも法人設立の届出書が出ております。構成員につきましては〇名程だったと思いますが、こちらに資料がないので明確な回答が出来ずにすみません。安野さんがご存知の前の情報については、私達は分からないのですが、今後、同じことにならないように、指導していく所存でございますので、今回こういう環境にさせて頂きたいと思えます。

No.6 安野 検一

分かりました。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第 1 号の報告を終了とします。

議長

「報第 2 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について」事務局の報告説明を求めます。

濁川事務局長代理

事務局でございます。「報第 2 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）」について、ご説明いたします。議案書 176 ページをご覧ください。農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て 6 月 1 日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの報告をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第 2 号の報告を終了とします。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。  
ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

小山係長

配布資料の中の「平成 31 年度 農地利用最適化指針の検討について」をご覧ください。  
先程、業務計画について承認して頂きましたが、農地利用最適化推進委員の皆様の平成 31 年度の目標となる指針につきまして、お伺いするものでございます。2 枚目に「平成 31 年度柏崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）」ということで、事務局が作成したものがございます。修正などがあれば、4 月 15 日までに事務局に提出をお願いします。頂いたものにつきまして、4 月中旬の運営委員会で調整し、4 月末の総会に議案として提出する予定でございます。ご協力をお願いします。以上です。

霜田事務局長

お手元の「第 22 回農業委員会総会（H31. 3. 28）事務局事務連絡」をご覧ください。

1 今後の予定です。

新規農業委員・推進委員研修会 阿部 淳一委員 5 月 21 日（火）13 時 30 分から  
新潟市中央区「県土連ビル」

全国農業委員会会長大会 会長 5 月 27 日（月）13 時から 東京都「文京シビック  
ホール」

県選出国議員との農政懇談会 会長 5 月 27 日（月）18 時から 東京都「（調整  
中）」

全国大会実行委員会 会長 5 月 28 日（火）10 時から 東京都「（予定）中央労働基  
準協会ビル」

2 平成 31 年度管外視察研修に係るアンケートについて 3 月 28 日（木）締切提出

皆様の意見を取りまとめ、4月の総会の時にご報告いたします。

3 農業者年金及び全国農業新聞の加入状況について 平成30年度農業者年金1件、全国農業新聞普及拡大につきましては4件です。新年度に向かい、皆さんの周りにそういった方がおられましたら、推進活動よろしくお願ひします。

4 活動記録簿の提出について 前月活動分を総会までにお願ひします。

活動実績につきましては、農業委員法6条1項から3項の活動を報告。1項は法令による農業委員会の権限事項、2項は農地利用の最適化の推進、3項は農業経営の合理化と農業一般に関する調査情報の提供となっている。柏崎市の特徴として、2項の農地利用最適化の取組みにばらつきがある。農地パトロールや利用権設定の時期と他の時期の差が大きい。1年を通じて各種の活動や掘起こし等の促進が図れるようお願ひしたい。「静」から「動（行動する農業委員会）」へ。

5 平成31年度の総会スケジュールについて（別紙参照） 会場や日程が変わる場合もありますが、ご了承ください。その時は皆様にご連絡いたします。

8 選挙における綱紀の保持について 4月7日の県議選、4月21日の市会議員の選挙ということで、統一地方選挙が始まります。皆さんご存知かと思いますが、選挙活動のお話をさせて頂きたいと思ひます。皆さんは地方公務員法の3条の特別職の地方公務員になります。地位を利用しての選挙活動は禁止になります。買収、戸別訪問、飲食提供、署名運動収集、氣勢行為は注意していただきたいと思ひます。

6 平成31年4月1日付けの人事異動について

濁川局長代理（6年）→退職（再任用）→農地係係員

小山係長（3年）→農政課農政企画班係長

山崎局長代理←介護高齢課課長代理

月橋農政係主事 育児休暇中

濁川さん、小山さん、山崎さん順番に挨拶お願ひします。

#### 濁川事務局長代理

濁川でございます。この後ご挨拶いただく山崎局長代理の後を受継いで、6年間農地係でお世話になりました。今月末で区切りとしまして、定年退職になります。来週の4月1日からは、農地係の係員としてまた、皆様にお世話になります。今までありがとうございました。また4月1日からよろしくお願ひいたします。

#### 小山係長

小山です。今ご紹介ありましたが、隣の部屋に移ることになりました。農業委員会は3年お世話になりました。多面的機能交付金担当になるということで、むしろ、これからお会いしてご協力いただく事が増えると思ひます。今後ともよろしくお願ひいたしま

す。ありがとうございました。

#### 山崎局長代理

皆さんこんにちは、山崎哲夫と申します。6年ぶりに農業委員会事務局に戻ってくることになりました。当時ご一緒させていただいた委員の皆様もいらっしゃって、心強く感じます。4月1日から懸命に努めてまいりたいと思います。是非、よろしく申し上げます。

#### 霜田事務局長

ありがとうございました。新年度を迎えるにあたりまして、挨拶をしてもらいました。4月以降お世話になりますが、よろしくお願いいたします。以上です。

#### 議長

他に発言はございませんでしょうか。

#### No.6 安野 検一委員

局長から活動記録の件で2項の動きが鈍いとお話がありました。今日も農地中間管理機構の案件が多く出ていました。細かい流れはよくわからないのですが、本来なら農地中間管理機構というのは、農地中間管理機構が全部受けてその中で面積集積など検討してやるべき事業だと思っています。今はもう中間管理機構に出た段階で受け手が決まっている状態です。本来は、農地利用最適化推進委員という形に農業委員が変わったわけですから、推進委員の意見を取り入れた中でやるべきことだと思います。

#### 霜田事務局長

今回の制度の改革の中で、推進委員さんができるもの、中間管理機構の事業もそうですが、過疎化、高齢化が進んでいる地域の中であって、私どもが従来ずっと守らなければならなかった農地を荒らさないで、または新しい人に引継いでいくかという話からおこっています。農業委員、推進委員の皆さんが、地域の中で、相談されていると思いますが、今後、未来像を描く中で5年後、10年後、高齢化によって、または過疎化によって、農地がどうなっていくのか、このままにしておけないという認識をお話していただき、そして新たに、担い手の皆さんに繋いでいただくような、アンケートを取るとか、地域の会合などで話があるかと思いますが、そういった中で、投げかけをし、または相談に乗っていただく中で、地域の将来像を、中間管理機構の事業を継いでいただく、それが農地を守る活動に繋がると考えております。

基本的になるのは、日々皆さんがやっている活動に幅を持たせた中で将来に繋いでも

らうというのが基本でありますので、よろしく申し上げます。

#### No.6 安野 検一委員

私が言っているのは、中間管理機構に提供する農地を推進委員の皆さんの意見を入れた中で、配分をしてはどうですかということです。今は、中間管理機構に出した時にはもう受け手が決まった状態です。そうすると、最適化推進委員さんはどういうところに関与したらいいのですか。農業委員の組織改革をしたわけですから、そういう人たちが日頃から自分たちの担当する地域を見たとき、今後、活躍していただく方がいるのであれば、今のうちに、連担化など進めていく案件の話を、中間管理機構と話し合いしてもいいのではないかとということです。

#### 濁川事務局長代理

中間管理機構の窓口は農協さんになってもらっています。離農される方、中間管理機構に農地を預けようと思う方がおられても、なかなか作る方がいないということも含めまして、今後、推進委員の皆さんに相談する場面を作っていかなければならないと思っています。当初、中間管理事業につきまして、国が描いたとおりの姿には推移しておりません。相手が決まっていなければ農地は受け付けませんというのが現実です。その辺を少し考えていき、窓口になる農協さんと連担化するような方向で話を進めていきたいと思っています。小山係長が人・農地プランの担当をされるということなので、農政課と連絡を密にして、上手くやっていきたいと思っています。以上です。

#### 議長

他に発言はございませんでしょうか。

#### No.15 水野 美保委員

濁川さんの説明を聞いてそうだと思ったところと、自分が中間管理機構を通して田んぼを借りているのと、他の方のお話を聞いたことをお話します。中間管理機構の制度が出来たときは、全部、中間管理機構に挙げてくださいと言っていたのですが、ある時期から、案内文書の中に「借手を決めてきてください」という文が載るようになりました。そういう文が載っているので、皆さん相手を必死に探してから中間管理機構に挙げる様子が見られました。中間管理機構に貸したいと思っても借り手のつかない田んぼは借りません。後で返します。というのが、中間管理機構に集まらない理由だと思います。守りたい田んぼは山手にあり、大きな農業をやっている方が、借りないような田んぼを活かして、繋げていくようなシステムがないと、折角の中間管理機構がうまく生きていけないと思います。

議長

他に発言はございませんでしょうか。

小林 秀夫推進委員

2月にありましたJAの座談会の中で農業委員会に要望を承ってきました。長崎地区の3会場に参加しまして、3会場で出ましたのがイノシシの害です。それぞれの地区で対策をし、検討するということでしたが、くくり罫は助成対象にならないので、くくり罫も助成対象になるようにしていただきたいということでした。以上です。

濁川事務局長代理

小林推進委員さんの地区の課題を述べて頂いたのですが、電気柵、くくり罫は農業委員会の業務でないので、ご承知願います。農政課が担当課になります。従事者が3名以上でないと補助金の対象になりません。

対象農家が1戸で対象にならなかったのですが、多面的機能支払交付金を流用して設置している集落もごございます。是非、多面的機能支払交付金制度も担当者に訪ねて頂き、中山間直接支払制度に加入していれば、その補助金も使えるのではないかと考えています。詳しいことについては農政課にお問い合わせください。私どもも意見があったことを農政課に伝えておきます。

議長

他に発言はございませんでしょうか。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様でした。濁川局長代理、小山係長大変お世話になりました。小山さんは隣のフロアへ、濁川局長代理は再任用で、引続き事務局におられるということで、山崎新局長代理は以前農業委員会におられ、また農業委員会事務局にということですので、大変力強く思います。よろしく願いいたします。

議案の利用権件数、約1100件の筆数、皆さんの活動が件数に繋がっているということで、大変ご苦労様でした。先程の中間管理機構の話についても、受け手のいない所は引受けないと言っていますが、推進委員、農業委員の意見が反映されるべきということ

もありますけれど、受け手を見つける段階で、誰に作ってもらおうかということも、地域の集約に繋がる活動だと思います。これから田んぼに出ていくことが多くなりますが、怪我、病気にならないように活躍していただければと思います。お疲れ様でした。

閉会 午後 3 時 35 分

柏崎市農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_